

第5章 運営

5.1 はじめに

システム情報科学府・研究院における教育，研究活動を円滑，安全に運営するための体制について点検してみたい。国立大学の法人化に伴い，大学内のガバナンスの明確化が求められている。国立大学時代の九州大学電気・電子・情報系学科および専攻では，講座（現在の通称では小講座）が運営の単位（ユニット）であって，構成員への情報伝達と学科等の意志決定に重要な役割を果たしていた。一方，システム情報科学研究院第2期では，前章の表4-2-1に示されているように，大講座組織としており，組織運営の基本単位が講座から構成員個人へと変化している。したがって，個々の教職員が当事者意識をもって教育，研究活動を運営する組織運営体制の構築が望まれる。主にこの観点から現状を点検したい。

5.2 運営組織

システム情報科学府・研究院の運営体制を図5-2-1に示す。研究院長が運営を統括し，意志決定は教授を構成員とする教授会の議決をもって行われる。研究院の構成員からの意見の収集は，各部門の主任が当該部門の代議員の役割をもつ主任会を通じて行っている。主任会には，定常的に発生する課題に関して議論するための常設委員会を置いているのに加えて，適宜，作業部会を設置して柔軟に対応している。

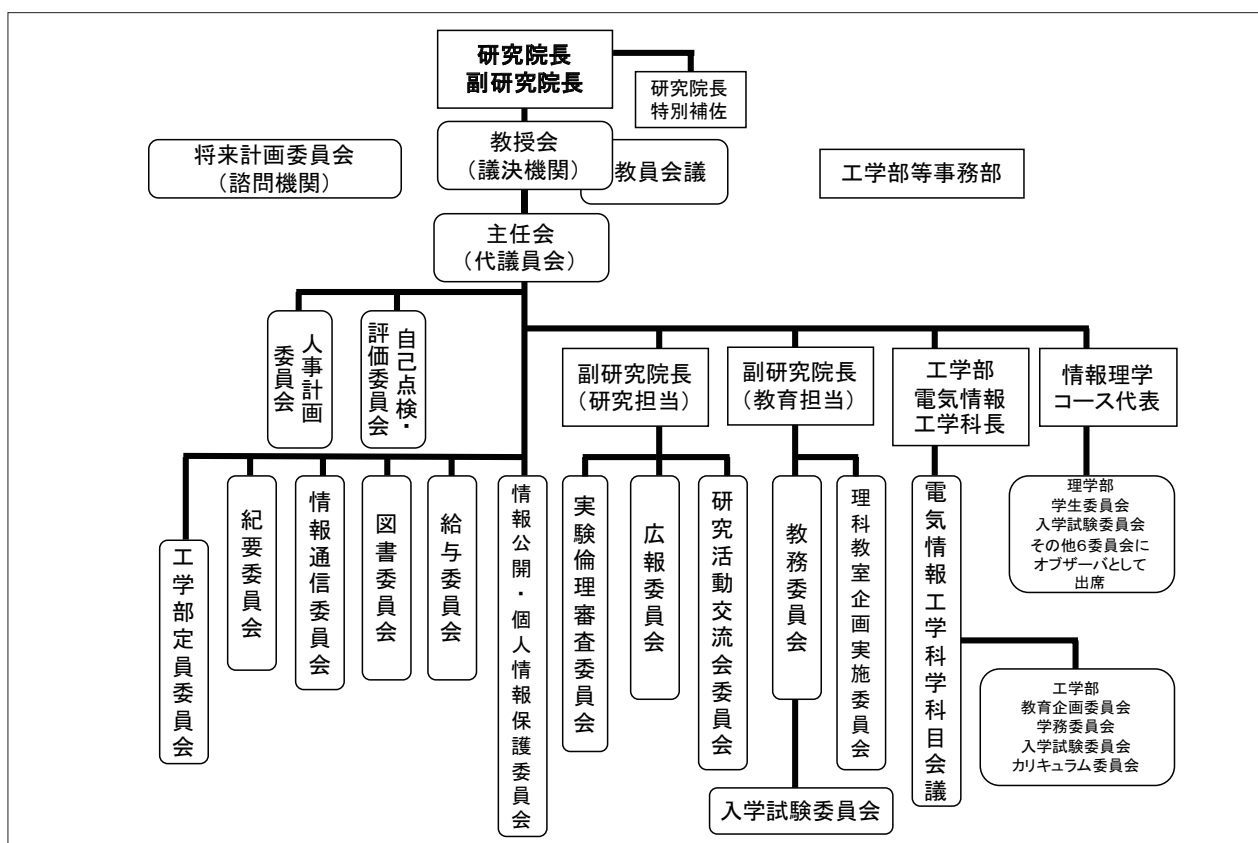


図5-2-1 システム情報科学府・研究院の組織運営体制（平成24年4月1日現在）

さて、大講座制への組織改革を行った第2期の発足に伴い、研究院の構成員の個人個人に情報を直接伝達する、あるいは意見を直接求めるために、教員会議の運営を刷新した。この教員会議には、助教を含む教員だけでなく、技術職員もオブザーバとして出席を可能としており、場合によっては事務系職員にも出席を求めることがある。教員会議そのものは議決権をもつものではないが、個々の教職員への情報伝達と教職員の意見の収集には大きな効果を発揮している。

5.3 事務組織

教員による教育、研究を支援している事務組織を図5-3-1に示す。工学系の学府・研究院および学内共同教育研究施設等の事務的支援を行う工学部等事務部がシステム情報科学府・研究院も併せて支援してくれている。工学部等事務部の組織は、業務ごとに係が設定されており、効率の良い組織である一方、教育、研究を業務とする教員、技術系職員の側から見ると業務ごとに分担化されている組織であるが故にかえって情報伝達が困難になる場合も少なくない。

この弊害を避けるために、言わば「ワンストップサービス」の役割を果たす部門事務室3室および教務事務室をシステム情報科学研究院内に設置している。図5-3-2に部門事務室の構成を示す。教員が所属する部門は4部門あるが、同一専攻を受け持つ情報エレクトロニクス部門と電気システム工学部門の部門事務室は電気電子工学として一つにまとめている。部門事務室は総務に関わる事項と会計に関わる事項を取り扱い、教務事務室は教務に関する事項を取り扱う。会計については財務会計システム、教務については教務システムというコンピュータ支援システムを教員、事務とも

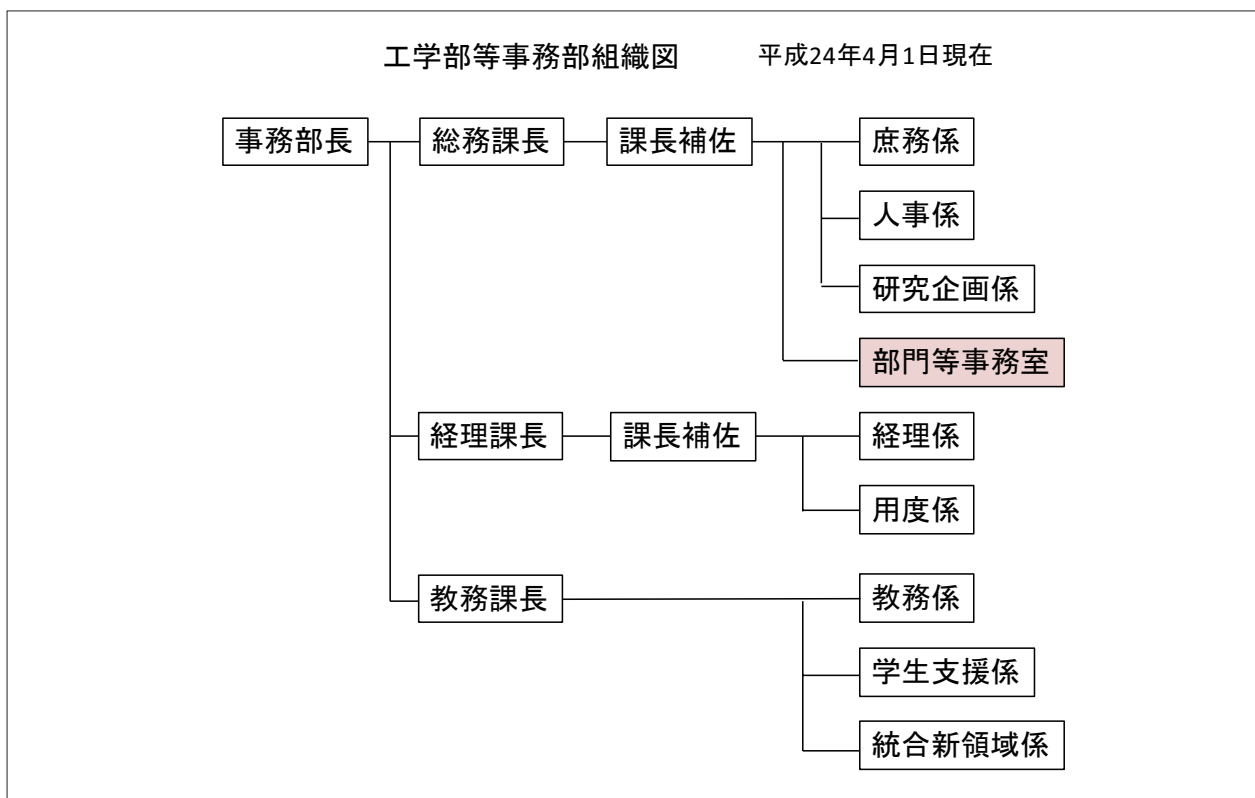


図5-3-1 事務組織の全体構成。施設部関係および国際交流室は省略

利用して業務の効率化に努めている。

図5-3-2に示す部門事務, 教務事務組織は, 本研究院第2期の開始時期に併せて組織改編を行ったものである。それ以前も同様の組織は存在した。それらは国立大学時代に教室事務と呼ばれた事務組織の文化を多かれ少なかれ継承したところがあり, 各事務室ごとに総務・会計・教務の全ての事項を受け持つものであった。第2期開始に合わせて改組, 発足した現在の部門系事務は, 学内の組織や施策, 業務遂行方法の変化に柔軟に対応できるものと評価できる。

5.4 安全衛生管理

システム情報科学研究院の教職員の多くは, 伊都地区ウエストゾーンにおいて教育, 研究活動を行っているため, システム情報科学府・研究院は「伊都地区ウエストゾーン事業場」の安全衛生管理体制(図5-4-1)の下で教職員および学生の安全と健康を守っている。伊都地区ウエストゾー

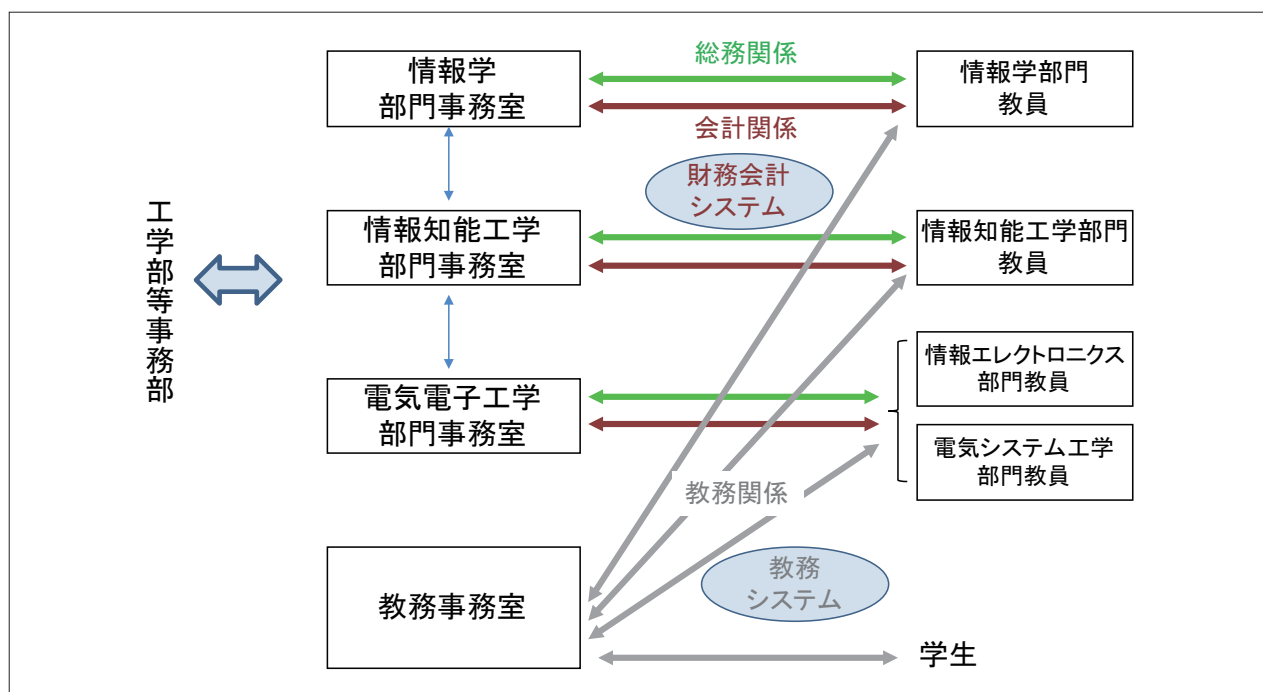


図5-3-2 研究院内に設置している部門等事務室（部門事務および教室事務）の業務概要

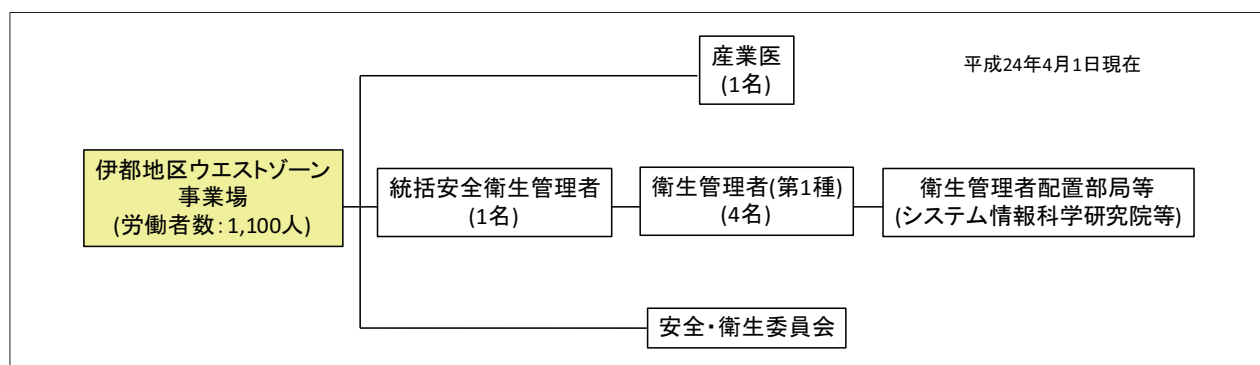


図5-4-1 システム情報科学研究院の教職員の多くが活動の場としている伊都地区ウエストゾーン事業場における安全衛生管理体制

ン事業場の労働者数は1,000人以上であるため、統括安全衛生管理者、産業医1名の配置と安全・衛生委員会の設置が法で義務づけられている。また、1名以上の専任の安全衛生管理者の配置が義務づけられている。統括安全衛生管理者は、事業場の中で最大数の労働者を擁する工学研究院長が努めている。

システム情報科学研究院からは現在、技術職員1名が安全衛生管理者を努めてくれており、研究院内に衛生専門部会を設置し、定期的の実験室、研究室などを巡視している。巡視の内容は、薬品の管理と安全利用、実験機器・器具等の転倒・落下防止、電気ケーブル類による人の転倒防止など、安全・衛生に関わる事項に関して細かに点検しており、問題がある場合には、改善指摘と対処報告書の提出を求めている。

この安全衛生管理体制の下、システム情報科学府・研究院では現在までに事故を起こすことなく運営することができている。

5.5 運営に関する評価のまとめ

システム情報科学府・研究院の運営について、教育・研究活動組織、事務組織、安全衛生管理体制について点検した結果をもとに、以下のように自己評価を総括する。

- いわゆる小講座制から大講座制へ教員組織が変遷する中、教授会とは別に教員会議を新設し、技術職員や事務職員のオブザーバ参加も認めて定期的を開催し、個々の教職員との正確な情報の伝達・意見収集に努め、組織としての意志決定に効果を発揮している。各種委員会についても有効に機能していると評価できる。
- 以前は、部門ごとに縦割り体制であった部門等事務室を第2期の開始時期に合わせて改編し、総務・会計を主に担当する部門事務室3室と、教務関連事務を取り扱う教務事務室1室による構成とした。これにより、教職員および学生から見たワンストップサービスの質の向上と合理化の両立を図っている。
- 安全衛生管理については、法を遵守するとともに自主的な体制を研究院内に構築し、職場の安全・衛生の管理、環境の改善に努めている。